

入札説明書等配布一覧表

入札案件の名称

〔 山形県立村山産業高等学校情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 〕

No	名 称	部数等
1	入札説明書 （添付様式） ・ 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号） ・ 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書（別紙様式第 2 号） ・ 入札書（別紙様式第 3 号） ・ 委任状（別紙様式第 4 号） ・ 競争入札に関する質問書（別紙様式第 5 号）	1 部
2	仕 様 書	1 部
3	応札物品仕様書（提出用）	1 部
4	障害時対応体制図（提出用）	1 部

（注）上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県立村山産業高等学校

入 札 説 明 書

山形県立村山産業高等学校情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービスに係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等

〒995-0011 村山市楯岡北町一丁目3番1号

山形県立村山産業高等学校事務室 電話番号 0237（55）2538

メールアドレス ymurayama@pref.yamagata.jp

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加者資格及び応札物品仕様書の審査等

(1) 入札参加申請書及び応札物品仕様書の提出

本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）並びに本件調達に係る応札物品仕様書、その他必要な書類（以下「応札物品仕様書等」という。）を公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格並びに応札物品仕様書等の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）

(イ) 添付書類

- ① 過去2年以内に、国又は地方公共団体と締結したパーソナルコンピュータ及びソフトウェアの賃貸借並びに保守サービスに係る契約書の写し
- ② 賃貸借を参加者以外の者が実施する場合は、賃貸借を行う者の定款の写し
- ③ 保守サービス業務を参加者以外の者が実施する場合は、過去2年以内に、国又は地方公共団体と締結したパーソナルコンピュータ及びソフトウェアの賃貸借並びに保守サービスに係る契約書の写し

イ 応札する物品の仕様に関する書類

(ア) 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書（別紙様式第2号）

(イ) 応札物品仕様書

ウ 障害時対応体制図

- (3) 上記(2)の書類の提出方法は持参又は郵送とし、電子メールによる提出は認めない。
なお、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。
なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (5) 応札物品仕様書等の審査については、当該仕様書が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、かつ、その内容が公告で示した各項目の性能等の条件を満たしているかどうかを判断するものとし、必要に応じ内容の補正等を指示する場合があります、提出者はこれに応じるものとする。
- (6) 申請書等及び応札物品仕様書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 賃貸借物件に係る保守

機器の起動不良やネットワークの疎通不能などの障害が発生した場合、通報から24時間以内に初期対応を実施すること。ただし、対応日が1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日（以下、休日等という）に当たる場合は、これら休日等の翌日に対応すること。

5 入札参加資格審査結果及び応札物品仕様書等の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格及び応札物品仕様書等の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年6月30日（月）までに通知する。
- (2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有し、かつ、応札物品仕様書等の審査においてその内容が本件調達の仕様に適合すると認められたものについてのみ行うことができるものとする。

6 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年6月19日（木）午前11時まで、契約担当部局等に競争入札に関する質問書（別紙様式第5号）により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（PDF形式）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県立村山産業高等学校事務室において閲覧に供するとともに、山形県のホームページに掲出する。
（山形県のホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/>）

7 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する入札案件の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第3号）による。
- (2) 入札書は持参によるものとし、郵送による提出は認めない。
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「入札案件の名称」を記載すること。
- (4) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第4号）を作成し提出させること。
- (5) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。

また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

- (6) 入札者又はその代理人は、名刺又は入札権限に関する委任状及び印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。
- (7) 入札価格には、輸送費、取付工事費、設定経費、ソフトウェアのインストール経費、ソフトウェアの著作権に係る手続き経費、学校職員に対する利用方法の説明経費等、必要とされるすべての諸経費を含む総額とする。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があるものと確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)の予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

13 その他

(1) 入札説明会の開催

本件入札に係る説明会を次のとおり開催する。なお、説明会は任意参加とし、参加を希望する場合は、事前に契約担当部局まで連絡すること。また、機器設置場所の確認もあわせて行う。

期日：令和7年6月17日（火） 午後3時30分

場所：山形県立村山産業高等学校 情報室A

- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (4) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (5) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (6) 本件契約の条項は、別紙による。
- (7) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (8) 契約締結にあたっては、5により通知を受けた応札物品仕様書等の内容を変更することはできない。
- (9) 落札決定後、契約書に記載する契約金額については、落札した入札書に記載された金額に基づき支払対象時期に適用される消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。
- (10) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。